

公正取引委員会事務総局

**大規模小売業者との取引に関する
納入業者に対する実態調査報告書**

公正取引委員会事務総局 2018.1. 53p.

本調査報告書は、公正取引委員会が、優越的地位の濫用行為について、平成 25 年以降、毎年 20 件前後の注意を大規模小売業者に対して行っているという状況を踏まえて、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていないかを調査した結果の報告書である。この調査では、売上高 70 億円以上の大規模小売業者との取引があると思われる納入業者 31,955 名に調査票を送付し、それぞれの取引高が大きい大規模小売業者上位 3 社（主要取引先）との取引について、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）の内容に沿って、アンケート形式により問題となる行為等を調査したものである。調査時期は、平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日であり、回答者数 11,233 名（回答率 35.2%）、うち大規模小売業者との取引があると回答した者 8,201 名（25.7%）その延べ取引数 19,289 取引に基づくものである。回答した 8,201 名のうち、その業態を答えた者は 7,847 名で、その内訳は卸売業 4,403 名（56.1%）、製造業 3,131 名（39.9%）、その他（農業、サービス業 等）907 名（11.6%）となっている。

以下調査結果の概要を紹介しておく。

(1) 優越的地位の濫用として問題となりうる行為がみられた取引における上位 3 行為類型は、「協賛金等の負担の要請」、「返品」、「取引対価

の一方的決定（買ったたき）」であった。

(2) 主要取引先の業態における問題となり得る各行為類型としては、「ドラッグストアによる返品」、「ホームセンターによる協賛金等の負担要請」、「ディスカウントストアによる従業員等の派遣要請」、「ドラッグストア・ディスカウントストア・100 円ショップによる買ったたき」の割合が特に目立った。

(3) 取引依存度および取引年数との関係では、取引先への取引依存度が高い、また取引年数が長いグループほど問題のある取引が行われている割合が大きい。

(4) ではなぜこのような状況にもかかわらず、取引を継続しているのかという理由として、消極的理由と積極的理由に分けて分析したところ、消極的な理由により取引を継続している方が問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向がある。

(5) 主要取引先の業態との関係では、ドラッグストアが他の業態に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。

(6) 問題となり得る行為がみられた取引において回答が多かった行為類型の具体事例として、「ホームセンターでは、顧客に対するポイント還元等のイベントごとに販売応援という名目だけで、その算出根拠を明示することなく、負担させる。」、「総合スーパーから、取引を行うためには物流センターの利用が必要であると言われ、使わないという選択はできない。そして物流センターの使用に際してはセンターフィーを支払う必要があるが、その算定根拠は示されることなく、料金を提示されるだけで交渉の余地がない。」、「専門量販店は、返品について事前に取り決めはないので、明確に返品を求められるということはないが、どうしようかと

という言い方で、暗に返品を求めており、今後の取引を考えて返品を受け入れている。」「食品スーパー等から、納入している青果物のうち一つでも傷んでいれば、それ以外は問題のない同じ棚に乗っている商品をすべて店頭から撤去して返品される。事前の相談をされることはなく、返品される商品と返品伝票が渡されるだけである。」「農協は、セールを行うという理由で一方向的に価格を引き下げ、その後セール終了後も価格を据え置いて元の価格に戻してくれない。価格交渉においては、おまへのところと取引を行わないと言われるので引き下がるしかない。」「100円ショップとの取引において、一定の納入数量を前提として納入価格を決定したにもかかわらず、それに満たない納入数量の発注でも同じ価格を押し付けられる。」

(7)取引先の大規模小売業者の業態ごとにみた、問題となり得る行為の具体事例として、「ドラッグストアは、売れ残りを理由として当たり前のように返品してくる。返品を断ったら、店舗での商品陳列で差別される恐れがあるので、返品を受け入れざるを得ない。ドラッグストアは、医薬品業界の商習慣を他の商品にも適用しているようだ。」「ホームセンターは、販促活動として顧客に景品を提供するために、商品が無償で提供するように求めてくる。」「取引先のディスカウントストアの店舗で商品の入れ替え作業をさせられている。納入業者が集められ、必要であれば宿泊もしながら、1年間で全店舗において商品の入れ替え作業を行っている。この作業において発生する費用についてはディスカウントストアの負担は全くない。作業は朝から夜まで商品の陳列、補充、清掃、倉庫整理を行うこととなる。」

以上のような実態調査結果をもとに、大規模

小売業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われているという状況が認められる。これらの違反行為の未然防止、及び取引の公正化の観点から、公正取引委員会はこの調査結果を公表し、以下の対応を行うとしている。

- ① 大規模小売業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、大規模小売業者が取引に関する問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた取組を要請する。
- ② 大規模小売業者を対象とする講習会を実施し、本調査結果及び優越的地位の濫用規制の内容を説明する。
- ③ 大規模小売業者及び納入業者に対し、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を通じ、各種講習会への参加、講習用動画の活用等を広く呼びかける。

そして最後に、「今後とも、本調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者の取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これに違反する行為に対しては、厳正に対処する」としている。

(大阪経済大学情報社会学部教授 藤本寿良)